

○内閣府
厚生労働省 令第 号

事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の施行に伴い、及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十一条の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

厚生労働大臣 福岡 資麿

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(定款の変更等の認可を要しない場合) 第十三条 法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>「イ」ホ 略」</p> <p>「イ」ホ 略」</p> <p>事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第三十三条第一項又は第二項の規定により同法第三十二条の免許を受けたものとみなされて行う企業価値担保権に関する信託業務</p> <p>「二」四 略」</p>	<p>(定款の変更等の認可を要しない場合) 第十三条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」ホ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>「二」四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この命令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。